

令和2年12月23日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

総務文教委員会

委員長 本 田 篤

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 12月23日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、原子力災害における避難計画について、魚沼市公立保育園等再編計画（素案）について、及び財産譲渡の経緯について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市消防署上条出張所の名称変更について、及び令和2年度雪による人的被害発生状況について、執行部から報告を受け、質疑を行った。また、市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについて、対応区分を協議した。

総務文教委員会会議録

1 審査事件

(1) 議案第 98 号 魚沼市公共施設整備等基金条例の一部改正について

2 調査事件

(2) 所管事務調査について

- ・ 原子力災害における避難計画について
- ・ 魚沼市公立保育園等再編計画（素案）について
- ・ 財産譲渡の経緯について

(3) 閉会中の所管事務等の調査について

(4) その他

- ・ 魚沼市消防署上条出張所の名称変更について
- ・ 令和 2 年度雪による人的被害発生状況
- ・ 市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについて

3 日 時 令和 2 年 12 月 23 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 星野みゆき、大桃 聡、大平恭児、志田 貢、大平栄治、渡辺一美、
本田 篤、(遠藤徳一議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、森山総務政策部長、山之内消防長、吉澤教育委員会事務局長、
大塚総務政策部副部長、浅井財務課長、富永防災安全課長、古田島消防
総務課長、小林子ども課長

8 書 記 佐藤議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第 98 号 魚沼市公共施設整備等基金条例の一部改正について

本田委員長　　日程第 1、議案第 98 号　魚沼市公共施設整備等基金条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　　補足説明はございません。

本田委員長　　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平（恭）委員　　今回、大規模改修プラス解体撤去の資金に充てるためということで、書かれているんですけども、これは直近では解体に必要な資金がいて、なのでこの基金を使いたいという事案があるのかなのか、まずお聞かせください。

大塚総務政策部副部長　　解体につきましては、現在、公共施設再編整備計画というのがあるんですけど、その中で解体予定施設というものがリストアップされております。それにつきましては、来年度につきましては、現在、当初予算の算定中ですので、まだ確定しておりませんが、今後、令和 17 年まで今年度入れると 15 年間になりますけれども、今のところ予定では 69 施設の解体を予定しております。現在、公共施設再編整備計画の見直しをしているところですので、数についてはまた増減する可能性がありますけれども、こういった施設の解体を計画的に行っていきたいという中で、そういった解体に対する財源というものを確保していきたいということで、今回の改正をしたいという提案になっています。

大平（恭）委員　　これは、線は引きますか。つまり、全ての解体について適用するというのではなくて、全部というわけには多分いかないと思うので、そこら辺の線の引き方というのは今考えてらっしゃるんですか。

大塚総務政策部副部長　　具体的な線引きというのは、今現在まだ考えておりませんが、その年度、その年度で財源について予算を立てる中で、必要に応じてこの基金のほうを活用していきたいと考えております。

大平（恭）委員　　大規模解体と大規模改修ということになっていて、大規模改修については、この基金はほとんど動きがない。それで、積み増しているという状況が以前からありました。過去には、記憶しているのでは 1 回くらいに使ったんじゃないかと思うんですが、それについては、解体を今おっしゃったメインにするということだと思うんだけど、改修についても今後同様に考えていくのか、今まで動きがなかったわけですから、そこら辺の考え方について、どういうふうに思っているのか伺いたいと思います。

大塚総務政策部副部長　　今ほど委員のおっしゃるとおり、近年この基金の取崩しというのは、平成 30 年度に防犯灯の改修等で 1 回取崩しをしておりますけれども、それ以前であります。合併当初に施設整備等で何年間かこの基金を取崩しをしておりましたけれども、その後しばらくは活用がなかったわけですが、先ほど解体の話もさせていただきましたけれども、今まで例えば合併特例債であるとか過疎債等も活用しながら、大規模改修ですとか施設の建設等をしてきましたけれども、今後交付税が減ってきたりですとか、財源が減っていく中で、こうした施設整備に対する財源としても活用していくような形で予定はしております。

大平（恭）委員　　計画的に今までは積み立てた部分と、そうでない年度とあるような、過去の経緯を見るとちょっとばらばらみたいな感じがあるんですが、これは今おっしゃった話で、解体や改修、老朽化もあるので、当然大規模改修は今後も避けて通れない部分ではないかと思うので、そこについて今後解体にも適用することであれば、年度ごとの積立てに

についても今までと同じではなくて、ある程度計画性を持って積み立てていくのか、そこら辺の考えについてお聞かせください。

大塚総務政策部副部長　今まで取崩しですとか積立てにつきましては、ほかに財源があって、新たに取崩しをする必要がなかったりですとか、あるいは将来的なことを見越しての積立てというものを計画的にしていなかったところでありますけれど、今現在はまだそういった計画的に積んでいこうとか、年間どれくらい取り崩す必要があるとかという具体的なものがないんですけれど、今後ほかの財源の増減ですとか、それらが公共施設の整備ですとか大規模改修、解体にどれくらい必要になってくるかというものを、全体のバランスを見ながら、必要に応じて積み増しですとか、取崩しを考えていきたいと考えております。

大平（恭）委員　この大規模改修については、今まではさっき言ったように動きがなかったんです、あまり。だから普通に見ると、その適用にならないので使わなかった、というふうに見られるところもあるんですが、今後必要に迫られてということもあると思うんですが、その大規模改修にこの基金を充てる基準のような、見直しのようなものを考えてらっしゃるのか、それとも今までと同じような形でやるのか、そこら辺ちょっと基準について私承知していないんですが、どんな考え方なんでしょうか。

大塚総務政策部副部長　今まで使うに際しての具体的な基準というものはありませんでしたし、具体的な基準というものは今のところ考えておりません。これまでは財源として過疎債や合併特例債など、使える財源の中で改修を進めてきておりましたけれど、今後につきましては、これら使える財源を使った上でなお不足する部分について、全体を見た中で財源が不足する部分について使っていきたいと考えています。

渡辺委員　当市は過疎債があることによって、公共施設再編整備のほうの計画が他市に比べるときちんとした計画になっていなかったと私は感じています。まず、過疎債についての解体に使える財源というのが、今後年間どのくらい見込まれて、今後どのくらいの期間あり得るのかという辺りを聞かせてください。

大塚総務政策部副部長　過疎債につきましては、解体に使える額というものは、過疎債の中でも過疎債ソフトという位置づけのものを解体に使えるんですけれど、一応過疎債ソフトは年間2億5,000万円ほどになっております。これまでは、その内1億円を過疎地域支援基金のほうに積み立てていたところで、これまではその内残りの1億5,000万円が解体の財源として使えたという状況になっていました。

渡辺委員　しかも過疎債で使えるのは、当然過疎債の計画を出した上で、そこに載っているものにしか使えてこなかったということは分かっております。今ほど大平恭児委員のほうからも指摘があったように、何でもかんでも解体、60くらいの物があるから、私たちに計画を言わないままにどんどんと解体を進めていくという方針では、これはあまりうまくないと思っております。過疎債で使える、計画の中に入っているものもそうなんですけれども、もう一つ解体に使えるものとしては、先ほど来言っている公共施設再編整備計画にのっとった個別計画として、新たなものを集約するとかと言ったときに、社会資本総合整備のほうのところで起債ができたりとか、そこに補填ができるというような制度もある思っております。なので、100%こちらの基金を使って除却していくということは、できるだけ避けたほうがいいのかと思っているんですけど、その辺の考え方はいかがでしょうか。

大塚総務政策部副部長　　今ほど委員のおっしゃるとおり、起債等で借りられる財源、確保できる財源というものの、まずそういったものを充てていまして、それでもなお不足する部分については基金を使うというような考え方で、基本的にはそういうことになるかと思えます。

渡辺委員　　今おっしゃったとおりに運営をしていただくのであってほしいと思っています。どうしても再編整備の中で、ほかのものと一緒になってここを解体するんだというふうにできないような施設も当市にはたくさんあるということは、皆さんが分かっていることだと思いますが、ただし、そういったものの計画をきちんと出した上で、これはどうしてもいろいろな起債ですとか補助金等が使えないものなのではないかとこのところで使っていただく。また、起債するにしても、当然そこには自分たちのお金も投入しなければいけないので、その足りない部分を投入していくようなやり方でやっていただくということで、確約させていただいてよろしいですか。

大塚総務政策部副部長　　当然、施設を整備するにしろ解体するにしろ、いろいろな制度にのっとってできる部分で、確保できる、先ほど繰り返されますが、借りることができる起債ですとかあるいは補助金ですとか、そういったことを活用した上で、なおかつ不足する部分については一般財源を充てざるを得ない部分もありますし、基金の全体のバランス等も考えて、基金の取崩しということで対応する部分もあるかと思えますので、それについて基本的な考え方は委員おっしゃるとおりになります。毎年度の予算を計画する中で、場合に依拠していろいろな検討を加えた上で、必要に応じての取崩し等をしていきたいと考えております。

大平（栄）委員　　過疎債なり補助金を使わないでやるというのか、それ以外の何かあったら教えていただきたいんですが。何を見込んで、基金を積むということは分かりますけども、今後、過疎債を使わないでやろうしているのがあったら教えてください。

大塚総務政策部副部長　　過疎債につきましては、先ほど申し上げたとおり解体に使える過疎債というのが、過疎債ソフトというものになるんですけど、それについて限度額、借りることができる限度がありますので、そこをオーバーした部分につきましては、一般財源あるいはほかの財源等を使う必要があると考えております。

大平（栄）委員　　計画立てるについて、今後そういうのが、どういうところとどういうのがあるとか、それを教えてくれと言うんだ。漠然とただ基金を積むのは、それはいつでも積まれることだから、今はそれをやらんだって。

大塚総務政策部副部長　　今現在、公共施設再編整備計画がありまして、その中で解体を予定している施設がありますので、そういった施設になります。

大平（栄）委員　　それは分かっているけど、具体的に聞いてるんだから、だからどれくらいの計画というのか、考えがあるでしょう。何もなくてしゃべっているわけじゃないから、教えてください。

大塚総務政策部副部長　　具体的には、例えば堀之内子育て支援センターであるとか、老朽化した公営住宅ですとか、各種観光あるいは生涯学習施設等が一応計画に上がってきております。

大平（栄）委員　　計画に上がってきたら、いつそれが、1個ずつでなくてもいいから、どれ

だけ必要になるとか、この施設だったら幾らになるとかという、それくらい分かるわけですから教えてください。

大塚総務政策部副部長　今現在、予定している施設は、全体では 69 施設になっておりまして、金額につきましては、その予算を計上する際にそれぞれ見積り等をしているところがありますが、それぞれ個別の解体経費の見込みについては、今現在、まだ上がってきていないという状況です。

大平（栄）委員　今年やるくらいのは勉強してもらいたいです。どれだけあるかということ。ただ漠然と、言っていることは分かるけども、そうじゃなくて、やっぱり今年やる施設は大体どれくらいで、どれだけかかるとか。具体的に 1 個というか、2 個でも 3 個でもいいので、今年やるとどれだけかかるか教えてください。

森山総務政策部長　今年度は予定はありません。新年度以降ということになるかと思いますが、今現在、公共施設等総合管理計画の中で、来年度以降の 5 年間のアクションプランを今作っているという状況でありますし、新年度予算についてはそれと連動して、今、新年度予算をつくっているというような状況ですので、その部分については予算の関係の中でお示しをさせていただければと思っております。

本田委員長　この件につきましては、付託された議案の審議でございます。今の話というのは、公共施設再編整備特別委員会の範疇かと思っておりますので、所管のありどころというのは、委員長としては大事にしていかなないと、ほかの委員会の方にも迷惑かけますので、また大平栄治委員におかれましても、委員外でありますけども、そこで傍聴等をしていただいて、いろいろ意見等があれば同じ会派の皆さんに発言していただくなどして、議論を深めていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに質疑はございますでしょうか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第 98 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 98 号　魚沼市公共施設整備等基金条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（４）その他

・ 魚沼市消防署上条出張所の名称変更について

本田委員長　ここで日程を一部変更し、日程第 4、その他、魚沼市消防署上条出張所の名称変更についてを議題といたします。執行部から報告願います。

山之内消防長　（資料「魚沼市消防署上条出張所の名称変更について」により説明）

つきましては、これに伴いまして、この後 2 月の議会定例会におきまして、条例等で名称変更をさせていただく予定となっております。

本田委員長　ただいまの報告につきまして、質疑はございますでしょうか。

大平（恭）委員　名称変更と今ご説明がありました。様々な理由から上条から北部というふうに名称で、出張所から分署というお話がありましたけども、個人的にはやはり名前とい

うのは地域の住民にとっても非常に大事なものであって、上条という名をつけたのも、やはり渋川から上条への変更もそれなりの理由があってやったわけで、そこは慎重にやってもらいたいというのが私の意見です。嘱託員の方々、長鳥地区の連合自治会長への説明があったということですが、私としては地域の住民の方、もちろん入広瀬もありますので、それらの方々の気持ちだとか意見も十分に酌み取った上で決めていただきたい。これは動かさないということなんでしょうけども、そういうふうな住民感情というものを大事にしたい。合併して、だんだんその地域に合った名前がなくなっているというのが現状で、住民の方にとっては名前というのは非常に大事なものだと思しますので、慎重にやっていただきたいということを添えて意見とします。

山之内消防長　　今ほど委員のほうからご指摘のあったとおり、非常に名称というのは重要なものだと思っておりますし、また地域と地元の住民の皆さんとも密接な関わり合いがあるところでありますので、そういった形で慎重に取り組むように考えておりました。そういった意味合いで、本来であればもっと早めに名称変更すべきところでありましたけれども、今回そういった説明のほうを取らせていただいた経過となっております。また、上条出張所につきましては、地元だけでなく、冒頭にもご説明させていただいたとおり、守門と入広瀬地区を管轄しているということを地元の市民の皆様にもご理解していただくために、北部という名称に今回変更したほうがよいということとさせていただいているところであります。

渡辺委員　　今回、文書によって嘱託員のほうへお知らせを出しましたということではありますが、どのような文書を配付したのかも、できれば資料として出していただけたらよかったと思います。その文書を配付して10日ほどたっておりますけれども、また連合会での口頭での説明も行ったようですが、その反応についてお聞かせください。

古田島消防総務課長　　資料にありますとおり、12月8日に長鳥地区の連合自治会長のお宅にお邪魔させていただいて、1時間ほど話をさせていただきました。名称変更について説明したところ、中学校も北中になったし、庁舎も北部になったし、非常にいいことだということで、守門、入広瀬地区を北部と言うのが浸透してきたということもおっしゃっていました。名称については全く反対はないということでお話いただきました。文書のほうは、基本的には今日提出させていただいた資料とほとんど変わらず、冒頭の挨拶文ですとかを書いているだけで、基本的にはほぼこれと一緒に書き方になっています。配付枚数が、守門が21地区、入広瀬が10地区になっています。ご意見等がありましたらご連絡をということも書かせていただいて、今のところ1件もご連絡がありません。

大桃（聡）委員　　北部で統一というのは意味は分かるんですけど、先ほど大平恭児委員が言ったように、地域の方々の地域の名前というのは昔からあって、由来だとかいろいろあるわけですから、安易に西とか東とかという位置だけの話で名前つけるのはいかがなものかと私は思いますけども、皆さんの意見が特にないようであれば、整合性も取れるということで、反対を特にするわけではありませんけれども、やっぱり慎重にやっていただきたいのが一つ。それは、それでいいです。出張所と分署についての部分なんですけど、分署にしたときにという話が、立入検査などを行いますと書いてありますけども、現在の出張所も立入検査をやっているとすると、業務としては何も変わらないということとよろしいで

すか。

山之内消防長　　今ほどお話のあったとおり、業務の内容については大きく変わるものではありません。ただ、資料のところにも記載しているとおおり、通常の分署という要件と言いますか、立入検査等の業務も行っていることのご説明をここで追加で記載させていただいているところであります。

大桃（聡）委員　　何も変わらないということであれば、人員や車両の配置とか、そういうものも何も変わらないで、ただ名前だけということによろしいですか。

山之内消防長　　はい。そのとおりであります。

本田委員長　　ほかにございますでしょうか。（なし）本件につきましては、以上とさせていただきます。

ここで、市長、消防長及び消防総務課長は所用がございますので退席させていただきますが、よろしいでしょうか。（異議なし）

しばらくの間、自席にて休憩願います。

休　　憩（10：31）

市長、消防長及び消防総務課長退席

再　　開（10：32）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

（２）所管事務調査について

・原子力災害における避難計画について

本田委員長　　日程第２、所管事務調査についてを議題とします。

最初に、原子力災害における避難計画について、執行部に説明を求めます。

森山総務政策部長　　本日の説明資料といたしまして、原子力災害における避難計画についてという１枚紙を用意させていただいております。この資料をもとに、内容については防災安全課長が説明いたしますので、よろしくお願いします。

富永防災安全課長　　（資料「原子力災害における避難計画について」により説明）

本田委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平（恭）委員　　何点かお聞きしたいと思います。１点目は、避難者を受け入れる地域なんですよね、ご説明のとおおり。主には長岡なんですけど、県の対応など動向を見るのは必要だとは思いますが、いつ事故が起こって、どう対応するのかというのが迫られるのは基礎自治体なんです。すなわち避難者を受け入れるという最低限のところでそういう線引きがされているわけで、長岡との調整というかが非常に大事だと思うんです。特に言われている越路、山古志、小国、川口辺りの住民の方が、場合によってはこっちに来ると。そこから辺の連携は常にとっておかないと、職員間の情報交換ですよね、そういうのをやってい

く必要があると思うんですが、現状ではどのようなになっているか教えてください。

富永防災安全課長　今の現状でありますけども、直接長岡市とのやり取りという部分は、細かくしておりませんけれども、県を通じた中で避難地区と避難人口とのマッチング等を進めているところでありますし、県のほうもマッチングについて改めて見直しを考えているという状況であります。

大平（恭）委員　やっていないということであれば早急に計画をして、いきなりやったっていきなりできないんで、計画性を持って取り組む必要があると思うんです。それは県の指示じゃなくて、自治体間の協力関係の中でということだと思うんで、ぜひ検討していただきたい。それから、住民がどういう意識かというのが、避難するのは住民ですから、自治体の皆さんが情報提供して、実際に行動するのは住民で、住民の意識がどうなのかというのが非常に大事だと。そうすると、住民の意識がほとんど原発災害についてゼロとは言わないが、限りなくゼロに近いような雰囲気がお聞きする中でも伝わってくるんです。前に一般質問でもやりましたが、情報提供は毎日やれということではないんですけども、その都度その都度住民に対して、決まったことを言うんじゃないくて、情報提供としてこうだとか、避難のあり方については今こういう検討が進められている、というような情報提供を逐一やってかないと意識が高まらないので、すなわち大規模な自然災害のように、いつ来るか分からないことに対して、どうやってやればいいのかっていうのを普段の避難訓練のあり方とか、どうなったときにどうすればいいのかという、そういう行動についても普段からやらないと、形を作っても実際に動けないということになるんで、そこら辺について再度情報提供をしっかりとやっていただきたい。せめてホームページくらいには、逐一情報を流していただきたいと思うんですが、そこら辺についてどうですか。

富永防災安全課長　今ほど委員ご指摘のとおり、長岡市等についてもまた、これから連携を図りながら意見交換等をさせていただきたいと思ひますし、市民向けの情報提供につきましても、内容を検討させていただいて、周知するような形で心がけていきたいと考えております。

大平（恭）委員　今の続きで、長岡はホームページできちんと出しているんです。ご承知だと思うんですが、そういうガイドラインつくれというんじゃないんだけど、将来的にはつくっていただきたいんですが、やはりそういう意識の啓蒙は、できることからぜひやっていただきたいということがあります。それから、具体的な避難計画の策定について、情報共有だとかというのはやってらっしゃると思うんですが、近隣、いわゆる 30 キロ圏内の自治体ではなくて、圏外の自治体で我が市のような状況っていうのは結構あると思うんです。避難計画そのものがつくられていないというのはさっきご説明があったんですが、でも、検討はされているんじゃないかと私は思うんです。そこら辺の状況をつかんでいましたら、ぜひ聞かせていただきたいのがあります。

富永防災安全課長　長岡市が主催する研究会の意見交換会等の中でも出ておりますけども、やはりUPZ外で風向き等で放射能が来た場合にどうするかという議論もされております。そういった中で、そういった近隣の自治体についても危機感を持っているというところがございますけれども、実際に域外に避難するということになると、県との調整というような形の中で進んでいくというような県からの回答もありますので、そこら辺また情報

収集をしながらさせていただきたいと考えております。

大平（恭）委員　確認ですが、今後は、30キロ圏外の自治体で、避難計画をつくるという状況をはっきりと示している自治体というのはありますか、ありませんか。

富永防災安全課長　すいません。ちょっと確認不足のところがありますので、それぞれの自治体のほうに確認をさせていただければ思っております。

大平（恭）委員　ぜひ、そういうのをつかんでいらっしゃったら、この委員会でも知らせていただきたい。そして、住民等への周知も併せてお願いしたいと思います。

渡辺委員　まず、この原子力災害に対する避難計画についてということで、文書にして、まだ県のほうのいろんな方針、また本市としてどうするというのが決まっていな中でのこういう情報の提供の仕方、これまでよりは丁寧の説明していただくという姿勢が見られていると思っておりますので、そこに対しては評価させていただきたいと思います。

これを見させていただくと、まだ県のほうからもどういった形でというのがなかなか示されていない中ですので、はっきりお答えできるかどうか分からないんですが、風向きによっては、本市が避難しなければいけないような状況になることもあり得るかと思っております。恐らく県のほうとしても、風向きとか幾つかのパターンを想定しながら計画を立てるのではないかと考えているんですけれども、その辺りの情報というのはございますでしょうか。

富永防災安全課長　今段階ですと、県のほうに確認したところだと、風向きに影響がない地域に避難するような形で今、県としては考えていると。ただ、圏外の近隣のほうとも意見交換等は進めているというような状況でありますけれども、まだ具体的なところは決まっていないというようなことであります。

渡辺委員　そうしますと、風向きは常に一定ではございませんので、恐らく幾つかの風向きを想定しながら、そのパターンごとの避難計画というものが出来上がってくるのではないかと想定しておりますが、そのような方向性で今進んでいるのでしょうか。

富永防災安全課長　県としては今、具体的なところまではまだないという状況であります、そういった部分を含めた中で策定をするような形で、こちらとしてもお願いしていくような形を取っていききたいと思っております。

渡辺委員　ぜひ、そのことは強く要望させていただきたい。場合によっては、30キロ圏外とは言いながらも、先ほどの話、県外への避難も当然考えていかなければいけないというところがあるかと思っておりますので、その辺りしっかりと県と協議しながら進めていっていただきたいと思います。

森山総務政策部長　委員おっしゃるとおり、避難という形になると、風向きによっては当然県外、峠を越えて避難をするというようなことが想定はもちろんされます。その中では、県外になると、県のほうでも今考えていただいている。市のほうでも本来は考えなければいけないとは思いますが、その先にはやはり災害の連携協定であるとか、そういった協定を締結をするといった手続きも出てくると思われますので、そこは県に要望するとともに、どういう形で進めていけばいいかというのも内部のほうでまたよく検討、調整を進めさせていただいて、住民の安全、安心を守るというような立場から、しっかり進めたいと考えております。

大平（恭）委員　冬期間。今の時期、特に今年は雪が多いですけど、こういう時期についての事故対応について、県との調整の中では議論はされていますか。冬期間以外、冬期間、分けて考えてらっしゃるのか、それを聞かせてください。

富永防災安全課長　研究会のほうで主催するサマースクールとかブロック会議の中でも、降雪期、降雪が多い時に交通状況が麻痺するといった場合どうするんだというような話もありました。県としては、基本的にはそういった部分がない状況で広域避難計画を策定しているので、避難訓練であるとか、研究会の意見等を踏まえた中で、今後検討していきたいというようなお話を伺っております。

本田委員長　私から、委員長の立場で一つ、今後のスケジュール的なものというのは、めどはありますでしょうか。

富永防災安全課長　細かいスケジュール的な部分までは詰めておりませんが、できるだけ早期に策定に向けて進めていきたいと思っております。取りあえず、屋内避難という形が前提になってこようかと思っておりますので、それを前提とした中での部分、どこに避難していくかという部分を中心に、まず策定を進めていきたいと考えております。

本田委員長　ほかにありませんか。（なし）この件に関しましては、市の地域防災計画にも含まれることでありますので、スケジュール的なめどはまだ立っていないということですが、引き続き委員会として調査を行うということでよろしいでしょうか。（異議なし）本件につきましては、以上とさせていただきます。

・魚沼市公立保育園等再編計画（素案）について

本田委員長　次に、魚沼市公立保育園等再編計画（素案）について、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　公立保育園の民営化を含む再編につきましては、昨年度以前から、子ども・子育て会議の中で専門部会を設置して検討してきたところですが、計画案としてまとめるところまでは至っていないという状況でありました。大変遅くなったという反省はありますけれども、今年度に入ってから、6月の子ども・子育て会議、それから7月の定例教育委員会で計画素案を報告し、それぞれご意見をいただいたものを再度調整したものが、今回お示した素案であります。今後1月下旬頃から2月にかけては、市民、保護者への説明に出たいと考えておまして、ここでまたご意見を伺いながら、今年度中には成案としたいと考えております。内容については、子ども課長からご説明いたします。

小林子ども課長　（資料「魚沼市公立保育園等再編計画（素案）」により説明）

公立保育園等個別再編方針（案）の下のところに記載がございますけれども、めぐみ幼稚園さんについては、今年度、令和3年の園児募集に当たりましては、これまであった令和3年度末に閉園するという募集要項の記載がなくなっております。めぐみ幼稚園さんにつきましては、この12月中に理事会で何らかの方針を出した上で、報告をいただくようなことになっておりますが、その後まだ連絡がいただけていないという状況であります。その方向性、閉園という形になるのか、継続できるような体制が取れたのかという辺りの内容になってくるかと思いますが、その情報がまだ得られていないということでございます。

また、一番下に私立保育園の新規開設の動向と記載させていただいていますが、今現在、魚沼市内に私立保育園、令和4年4月開所予定ということで、定員120名、学童を併設した形での計画がございます。こちらの計画の進捗状況等も踏まえた中で、また計画のほうに反映していく必要があるということで、ちょっと流動的な要素、背景がある中で全体的な方向としては民営化、民間活用、民間ができることは民間にというような方向性を示したものであります。以上です。

本田委員長　しばらくの間、休憩とさせていただきます。

休　　憩（11：12）

再　　開（11：25）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員　まず、先ほど新規で考えてらっしゃるという、これは社会福祉法人でよろしいのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　社会福祉法人であります。

渡辺委員　一応、今検討している場所というのは、どのような場所であるかということと言えますでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　詳細には控えたいと思いますけれども、小出地域内、小出インター付近ということであります。

渡辺委員　確認ですけれども、その申請についてなんですけれども、許可は県になるかと思いますが、それに対する意見等を県のほうからは市はどのように関与して求められるようなことになりますか。

小林子ども課長　魚沼市の子ども・子育て支援事業計画との整合性という辺りが求められると考えております。

渡辺委員　当市の子ども・子育て支援事業計画は区域が1区域です。やはり、それだと子供の数全体を見て、ここに1つ造ってもいいんじゃないかというような形になってくるかと思います。本来であれば、介護保険と一緒に、最低でも3つ、できれば4つ、5つの区域分けが必要だと思うんですけれども、その中で、当然通う方たちはどこに通っていただいてもいいんですが、その中にどのくらいの需要があつてどうかというところについては、市がきちんと全体ではなく把握すべきですし、余っている需要であれば、定員を当市が持っているものについては減らしていくというような考え方もあると思うんですけれど、その見直しについてはいつ頃される、あるいは予定がありますでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　まず、今回進出したいという法人につきましては、公表済みの本市の子ども・子育て支援事業計画ですとか、公共施設再編整備計画ですとかを御覧になっていると思いますので、その中で用地を選定したということについては、その法人の考え方としては、地域を限定せずに広く市内から、保育方針に理解がある保護者からの児童を預かりたいということではありました。全体としては、基本的には民間活力が出るのはいい

いことと考えておりますので、その場合、公立の定員のほうを、もちろん動向によってですけれども、減していくということは想定をしています。

渡辺委員 その辺りしっかりと、当市の子供たちの保育環境ですので、民が担っていただくということは私は賛成です。ですので、そちらのほうは慎重に出てこようと思っております。最後の、個別再編方針なんですけれども、つくし保育園1園だけが民営化計画になっています。もう9年くらい前になりますが、三条市に福祉の委員会で行かせていただいたときは、確か5年計画で終わると。三十幾つくらいあったのを11園くらいにまとめたんですけれども、それを5年でやろうという計画だったが、ちょっと乱暴だったということで、最終的には7年くらいで終わるということで、その終わった最終年度に視察に行ってきた経過がありますが、魚沼市は、三条が三十幾つもあった公立保育園を11園にしたと、それで民営化していったという経過がある中で、たった1つだけの民営化というところなんですけれども、この検討した理由というのは、1つだけになってしまった理由というのをお聞かせください。

吉澤教育委員会事務局長 まず、民営化のメリットを大きくするためには、ある程度児童数が確保できないと、運営する法人のほうもメリットが出ないということから、一定程度の規模の園が必要であろうということですし、児童数の減り方がここ5年に限ってもかなり減っており、かつ未満児が増えているということで、ある程度の規模がないと児童数の増減を非常にまともに受けてしまうというようなことから、事務局としてはある程度以上の規模で、かつ大規模改修期が迫っている園が本市としての民営化を進めるメリットがある園であろうということで、まずはつくし保育園を候補に挙げたという経過であります。

渡辺委員 先ほど、120人規模の保育園を新設したいというところがあるということだったんですが、仮にですけれども、このつくし保育園をそちらのほうの手を挙げていただくとちょうど同じくらいの数かと思っております。当然120人規模のところが進出してくるところによって、当市のそれぞれの定員を削減しなければいけないという考え方があるのであれば、ここに手を挙げていただくような方向性についてもお話をしていってもいいのではないかという気がするんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 その法人とは、今お示しした素案のこの計画を公表する前でありますので、これについては詳細には説明をいたしませんでしたが、現在の保育園の位置ですとか、児童数ですとか、築年数ですとかということは、恐らくお示しをしてご理解いただいていると思いますけれども、その上で自ら用地を選定して、そこで自由な設計で園を新設するということのほうを結果的には選んだということではないかと思っております。

渡辺委員 園のつくり方でもかなり保育の質というものも変わってきますので、その法人さんの持ってらっしゃるポリシーですとか、園児の育て方とみたいなものもありますでしょうから、打診はしてみるけれども無理かもしれないかな、と今話を聞いているところですが、やはり5年の間に1つというのは、他市と比べて非常にスピード感が遅いと思いますが、十日町でもかなりのスピードで終わっていると聞いていますし、県内の民営化計画、ほとんどの大きい市については、かなり整備が終わっていると思っていますけれども、その辺の調査についてはどうなっていますか。

吉澤教育委員会事務局長 他市の事例はもちろん検討したことはございますけれども、やは

り本市の場合、児童数が少ないということと、比較的小規模な園があると。それから、ふたば西、ふたば東のように、今後の小学校との接続を考えると、なかなかそこを最初に俎上に載せにくいというような事情もありまして、そのようなことも全体的に踏まえまして、まずは実現可能性が高い1園を民営化して、あとは民間の保育園が進出してくるという想定と、ひがし保育園の廃止、佐梨のこども園化というようなことで、民営化する園はこの期間内では1つの計画ですけれども、全体としては再編を進めることにはなるのではないかと考えております。

渡辺委員　今、佐梨保育園のこども園化という話が出てきておりますので、このこども園化に当たっては、設備ですとかそういったものについてはどのようにお考えでしょうか。

小林子ども課長　佐梨保育園につきましては、今現在の建物は園児数からするといっぱいいる状況であります。施設内、特に1号認定の受入れということになります。保育と並行して1号認定の受入れということで、施設のキャパとしては児童数はさほど確保できないですけれども、1号の受入れ先がなくなるということは避けなければいけないということで、ひがし保育園の同じ地域内、小出地域内の近くということで、佐梨保育園を設定してございます。全体的に児童数が減少傾向という中で、今後の私立の参入で未満児の分散というのも考えられますので、今のところ佐梨を想定しているところでございます。

渡辺委員　120という、かなり大規模なところが1つ小出地内に入ってくるということになると、かなりの計画変更が余儀なくされるのではないかなと思うんですけれども、その辺りについては、どのようにお考えですか。

吉澤教育委員会事務局長　その120名の新規に開園する園を入れ込んで、これを策定するということが望ましいのは十分分かっておりますけれども、逆に、その計画が公表されてから後追いで公立保育園の民営化というような計画をこちらが出すということも、あまり好ましいことではないのではないかなということで、ひがし保育園の閉園は既に公表済みでありますので、まずはそこが決定していて、全体の保育の総量としては、後の残った園の定員を減していくことで調整が可能かと考えておりまして、この計画はこの計画として公表するべきと考えた次第であります。

渡辺委員　先ほどの園はいつ開設でというのをもう一回聞かせてください。

小林子ども課長　令和4年4月開設の予定でございます。

渡辺委員　そうであれば、魚沼市がまずこれを発表しますよね。その後に向こうのほうから出てくるということになるかと思います。そうすると、次の7年までこれでいくのではなくて、中間年度の見直しというか、令和5年の辺りで見直しするのが私は適当ではないかなと思うんですけれども、その辺りについてはいかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　中間年の見直しというのは、今想定している最低やらなければならぬ見直しということでありまして、その中間年を待たずに状況の変化が大きければ、その時点での見直しはする必要があるべきと考えております。

渡辺委員　そのようにしていただくことで、まだ聞きたいこといっぱいあるんですけれども、取りあえず一旦終わります。

大平（恭）委員　今の議論で非常に気になったのが、もし認可されて、進出されて、建設が始まり、開設すると、令和4年度ということで、計画の見直しというのは当然考える必要

があるし、やらねばならんと思うんですが、私が心配しているのは、一つは人材です。大半が非正規職員です。この今ある保育園、こども園が維持できるかなという懸念がすごくするんです。そうすると保育の質が下がる。ちょっと悪循環に陥っちゃうんじゃないかという気がすごくするんです。私は、県が認めてそれをやるっていうのは、それを認めざるを得ないというのはあるんでしょうけども、我が市としてどういう形で民間が入ってこようが、魚沼市で子育てをきちんとやると、そういうスタンスがないといいようにされちゃうという側面も当然考えられるので、そこは考え方しっかりしていただきたいなと。すなわち計画をつくって、この計画どおりやるということだけじゃなくて、元々本来魚沼市の子供たちは魚沼市が責任を持って未満児や教育のほうもしっかりやると、計画もそこに付随してやると、そういう太い柱がしっかり据わってないと、なかなか人材確保も容易じゃなくなる気はするんです。なので、場当たりの対応に終始していただきたくないなというのがあるので、そこら辺の考え方について、大枠で答えづらいかもしれませんが、保育の質の面でどういうふうに考えてらっしゃるのか聞かせてください。

吉澤教育委員会事務局長　委員ご指摘のとおり、現場では非常に非正規の占める割合が多くなっているということは課題というか、問題であると認識しています。民営化によって、基本的には人材確保には資するものと考えております。民間の法人が正規雇用してくれるという期待が一つでもありますし、民間の法人独自の採用が可能だということもありますし、その中で先ほど公立園のほうの定員を減らすという申し上げ方をしましたけれども、そこで保育士を不足している園に回すというような、市としての人事異動も可能になると考えておりますので、全体としては、民営化を進めることと人材確保については両立できると考えております。

大平（恭）委員　聞くとやっぱり後ろ向きというんですか、そういう感がぬぐえないんです。やっぱり人材不足なんだという話を今聞いています。おまけに待遇があまりよくないということで、例えば保育士を目指す人たちが保育園に行くかという、そういう選択肢も全国的にはなかなかない。確保が大変だと、介護とかと同じような感じの形が出てきている中で、しかもこういう人口がすごく減って、子供たちがすごく減っている中で、でも保育園の、先ほど言った需要が若干ですけど増えている。そこにきちんと光を当てて、民間は民間として経営を一生懸命やってもらえばいいけども、公立は公立の役割がきちんとあるわけで、そこで民間が入ったことによって、公立の保育の質が下がっちゃドツボだと僕は思うんです。じゃなくて、公立も民間も、ここに書いてあるように、一緒に保育の質を、特徴あるところにそれぞれ行けばいいという形で選択できるような、本来の意味での競争があって、そして同じレベルの教育は受けられますよと。そういうことを確保するための行政の責任って非常に大きいと思うんです。そういう意味合いでは、確保についても、待遇の面についても、非正規だからこうです、確保は難しいですというだけじゃなくて、どうしたらいい人材を、いい保育士さんを、新しい人材として受け入れる。特に公立でも迎えらるのか。そういう状況を計画の中でしっかりつくるというのが私必要だと思うんです。聞くと、すごく流されている感じがどうしてもあるので、そこは主体性を持ってやっていただきたいと思うんですけど、その辺についていかがですか。

吉澤教育委員会事務局長　民間の園が進出してきたからといって、公立の保育レベルが下が

るということは考えていませんし、そういうふうにはならないと思っています。その上で、今まで定員管理としては、民営化の計画があるということもあって、正規採用を今までで言うと退職の補充にとどまっていたわけですが、民営化してある程度の、5年後、10年後の児童数とその保育士の数の見込みが出れば、採用のほうにも計画的に影響することがあるのではないかと考えておりますし、必ずしも保育園入園だけが子育て支援ではありませんので、在宅でも見れるための支援、一時預かりですとか、そういう在宅で子育てする人の支援ということも並行して進めていきたいと考えております。

大平（恭）委員 職員の研修が大事だと思うんです。黒部市に行ったときは、民間も公立も一体となって、いろんな面で横の連携を取って、そして一緒にやっていく姿がありました。我が市は、申し訳ないですけどそういう状況はない。それに近いような状況があるので、そうじゃなくて、民間でも公立でも同じレベルの保育サービスが提供できるように、魅力ある保育園づくり。公立でも、民間でも、運営の仕方は違うけど、それぞれ特徴あるものをもっともっと質を高めていくというのが欠かせないと思うんです。人材育成のためにも。なので、そのためにはやっぱり市内で子育ての中心である保育園の保育士さん、現場の保育士さんの横の連携である研修、現場サイドでの研修をもっと密に、コロナの中でなかなか大変だとは思いますが、いろんな面、リモートでも使っているような情報交換したり、いろんなケースを考えてやっていただきたいと思うんですけど、その考え方についていかがですか。

吉澤教育委員会事務局長 現在でも、障害児保育ですとか、療育事業ですとか、その分野によっては公立、私立にかかわらず一緒に研修というのは既に実施しているところです。今ご指摘いただいたようなことについては、当然考えるべきことだと思っておりますので、私立の園の特色を生かしながらも、全体として共通するところについては全体での研修というのは、今後も必要と考えております。

渡辺委員 先ほど聞き漏れたんですけども、これ令和7年までに民営化なのか。この民営化の時期。先ほど令和4年4月1日に新しいところがこのままだとできるということですが、7年にできればいいと思っているのか、それとも令和3年から始まったら一、二年くらい準備をかけて、5年くらいにつくろうと思っているのか、その辺りはいかがですか。

吉澤教育委員会事務局長 公募を開始して、それから選定をして、その後引継ぎ保育という期間を取るのが一般的と考えておりますので、それをどのくらい取るかということにかかってくるかと思うんですけども、可能であれば早いほうがいいと思います。ただ、それが、これから市民向けの説明に出ますけれども、そこからの地域、保護者との話合いによる部分もありますので、今のところ7年には民営化したいと考えておりますけれども、それをどの程度早めることができるかというのは未定というか想定していないという状況です。

渡辺委員 大規模なほうが出てきやすいというか、経営しやすいという考え方もあるかもしれませんが、清心さんは小規模ながら特色ある経営ができております。そういったことを考えると、私はひがし保育園というのは一つの選択肢だと思っているところがございます。できることならば、小さいところを先に出すというほうが、もしかしたら出す場面によっては、やり方によっては、手を挙げやすい。大規模なところに手を挙げて来る方がい

らっしゃるかどうかという辺りの、市場調査みたいなことはされたんでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 公式に、例えばサウンディング調査みたいなやり方ではしていませんが、子ども・子育て会議のメンバーの中に、清心さんも含めて市内の私立の法人がいらっしゃるんですが、その中では、これはとても無理だとか、これは現実味がないという意見はなかったです。

本田委員長 ほかに質疑はございますか。(なし) 質疑終結といたします。本件につきましては、以上とさせていただきますが、執行部におかれまして今年度中に成案ということですが、このままスケジュールどおりやっていただくということで、当委員会としては、また引き続き調査するということがよろしいですか。(異議なし) では、そのように進めていただきたいと思います。

・財産譲渡の経緯について

本田委員長 次に、財産譲渡の経緯について、11月13日に配付した資料に関して補足することがあれば、執行部から説明を求めます。

大塚総務政策部副部長 11月13日に配付した資料について補足になりますが、この資料について記載していなかった部分、あるいはその後1件、日程について若干補足させていただきます。下折立の小型除雪車及び雪上車につきまして、配付した資料には書いておりませんでしたけれど、住民監査請求を経まして、住民訴訟を受けております。去る12月11日に第1回の口頭弁論があったということを補足させていただきたいと思います。

本田委員長 質疑を受けたいと思います。皆さんのほうで質疑ございますでしょうか。(なし) 資料については質疑は終結いたしますが、発言があれば発言を許可いたします。

大平(栄)委員 この問題は、公益上の必要性だけの問題なんです。普通だったら裁判にならない問題なんです。職員がしっかりしていれば。議会のほうもそれをわざわざやれないから、結局は訴訟に持っていくことになるんだけど、その辺どのように考えていますか。

大塚総務政策部副部長 今ほど、公益上の必要の問題というところをお話いただきました。この下折立への除雪車及び雪上車の譲与につきましては、配付した資料のと通りの経過となっておりますけれど、また今後こうした物品の無償譲与につきまして、こういった形が適正であるか、手続き等含めまして、またよく検討したいと考えております。

大平(栄)委員 公益上の必要性ということなんですけども、今後の検討なんていったって、訴訟になっています。訴訟にならないんです、普通だったら。これが分からんからなったんですけども。どんどん費用もかかるってことだし、これは絶対市のほうとしては勝てる見込みないというか、こういう簡単な問題を訴訟にもっていくなんてことをやってはならないと思うんです。後から裁判で決まれば、間違いなくこれは誰が考えたって法律上の問題なんですけども、責任取ってもらうというか、重大な問題だと思えますけど。まだ勉強というか、課長のほうでどういう考えでいるんですか。

大塚総務政策部副部長 今ほど訴訟という話もありましたけれど、今現在、訴訟中ということもありますので、その辺の判断等につきましては、差し控えさせていただきたいと思います。

大平（栄）委員 譲渡の件、ここに書いてあるんですけども、個人のところ、全部個人というかやっちゃならんところですよ。譲渡するときにできないのを譲渡して、それが分からんというか、日報見たって公益上の必要性のあるところ1つもないし、それ以前の問題として、長が提案して議会が議決するという問題なんです。この中に、くれたことについて、まだ考えているんですか。分からないんですか。市の財産を勝手にくれていいって法律ありますか。どこ見てもない。憲法もそうだし、地方自治法もそうだし、条例もそうだけでも、じゃあくれてもいいってところあったら、一々こんな問題、幾ら言っても解決しないでいて、裁判になるようなことやったら大変です。お願いします。

大塚総務政策部副部長 これにつきましては、平成29年度中に無償譲渡したものでありますが、この当時の判断としまして、法令、条例等に基づいて無償譲渡できるという判断をしたものであります。今現在、訴訟中ということもありますし、様々検討する部分もあろうかと思しますので、この場での是非等につきましてもコメントは控えさせていただきたいと考えます。

大平（栄）委員 3年間というのがありますね。3年間使えますという。3年間使った後、どこにくれてもいいんですか。どうしてもいいんですか。それとも、3年たったとき初めて譲渡になるんですか。書いてあるんだから。条件は全然なかった。それだけなんです、条件は。あとは全く書いてあることは、条件にのっとっていない。みんな、これ、公益上の必要性のない全く個人のところで。私に言わせれば、確信犯ですよ。今になってみると。ここで言うておくけども。こんな法律も分からんでやってたら、結局は、民法だけじゃないですよ。刑事問題になりますよ。だから、そうならんうちに早くきちんとした答弁をやってもらいたいなと思って、私はいつも言っているんですけども。分かってやってれば、こんな。とりあえず3年ということは、どういうことか。3年間使えます。3年たったら、3年たったときにくれたことになるのか。3年間たてば、それをどこに使ってもいいのか。その3年と書いてあるんだけど、それはどういうことですか。

大塚総務政策部副部長 この無償譲渡につきましては、平成29年12月4日で引渡しをしたものでありまして、その時点で譲渡されたというものになります。なお、3年間というものは、その当時の約束になりますが、それは例えば、譲渡されたものをよそのほうへ転売等しないでくださいというような意味で、3年間は譲渡受けたところで使ってくださいというような内容になっていたかと思えます。

大平（栄）委員 3年後は、もうどうしてもいいということなんですか。その辺ははっきりしてください。そういうことですね。そうじゃないですか。

大塚総務政策部副部長 一応、譲渡した際の取り決めた中では、3年たった後につきましては、特にそれを使う使わないという条件はつけておりません。ただ、譲渡したときの条件については、こういったことに使いたいという部分については、3年という区切りをしてるわけではございませんので、3年間というのは、譲渡を受けた団体が使うか使わないかという部分の3年間になっています。

大平（栄）委員 3年後はどうしてもいいというか、使わんでくれとか、今言ったの聞いても、今のあれだと、使うというだけで、後はどうなるかということなんですよ。

大塚総務政策部副部長 その3年後につきましては、特に定めをしておりません。

大平（栄）委員 どうやってもいいということで理解しておきます。以上です。

本田委員長 ほかに質疑はないようですので、この件については終了ということでよろしいでしょうか。

（「はい」「何」と呼ぶ者あり）

調査終了ということでいいですか。

大平（栄）委員 そうじゃないよ。とにかく公益上の必要性、前に細野に譲渡したときのことで全く同じわけですので、それで分かっていると思いますので、それで終わりということで私はそういうふうに今思っております。ほかの人どうですか。

（「終わりです」と呼ぶ者あり）

本田委員長 本件については以上といたします。

（３）閉会中の所管事務等の調査について

本田委員長 日程第３、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。

本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（１２：０６）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（１２：０７）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続きまして、委員会を続行いたします。

（４）その他

・令和２年度雪による人的被害発生状況

本田委員長 日程第４、その他を議題といたします。最初に、令和２年度雪による人的被害発生状況について、執行部から報告願います。

森山総務政策部長 （資料「令和２年度雪による人的被害発生状況」により説明）

本田委員長 この件について質疑を受けますが、ございますでしょうか。

大桃（聰）委員 最後の可能性のある家屋ということで、まだ何も手をつけていないということでしょうか。

森山総務政策部長 今現在、自治会長さんと連絡を取り合いながら、今日でももうやりたいということで、作業を進めているところでございます。

大桃（聰）委員　　今日も雨降っていて、雪庇が落ちるのは時間の問題だと思うし、まだ落ちていないのかという部分があるんで、早めにやっていただきたいと思います。

大平（恭）委員　　今の対応する可能性のある家屋の6件については、所有者の所在が分かっているところですか。

森山総務政策部長　　所有者の所在がほぼ不明の家屋となります。相続放棄をされているとか、所有者がなかなか分からないというような、そういった物件になっておりまして、調査は進めておりますけれども、1件は管財人というところが判明しておりますけれども、ほかのところについては相続放棄というようなことで、相続人にも連絡は試みていますけれども、電話に出ていただけないとか、電話が通じないとか、そういうような状況になっておりますので、これは早く除去をしなければいけませんけれども、市が最終的には負担をしなければならない部分になるかもしれないというような状況です。

本田委員長　　ほかにございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）本件については、以上といたします。

この後の日程は、主に議会内部の調整等になりますので、ここで執行部から報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）執行部で協議、報告事項はありますか。

森山総務政策部長　　ありません。

本田委員長　　委員の皆様から執行部に対し、何かありませんか。（なし）これで執行部からは退席いただきます。

しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（12：13）

執行部退席

再　　開（12：14）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開します。

・市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについて

本田委員長　　次に、市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについてを議題といたします。資料が配付されておりますので、事務局から説明させます。

佐藤議会事務局長　　（資料「令和2年10月29日市民の声を聞く会意見・要望取扱い区分」により説明）

本田委員長　　ただいまの説明について、質疑はございますでしょうか。（なし）ないので、これで質疑を終結します。ただいま事務局長から説明のありました資料の委員会としての対応について協議いたします。これより休憩いたしますので、忌憚のないご意見をお願いいたします。

しばらくの間、休憩いたします。

休 憩（12：16）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（12：18）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについては、番号ごとに確認させていただきます。

2 番が C、3 番が C、4 番が C、5 番が B、8 番が B、9 番が B、17 番が B とすることでご異議ございませんでしょうか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについては、このように決定いたしました。本件については以上といたします。

委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。（なし）なしと認めます。なお、先回の委員会で委員の皆様をお願いいたしました、第 5 期総務文教委員会の課題のまとめについては、次回行いますので、よろしくお願いいたします。本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務文教委員会はこれにて閉会します。

閉 会（12：19）